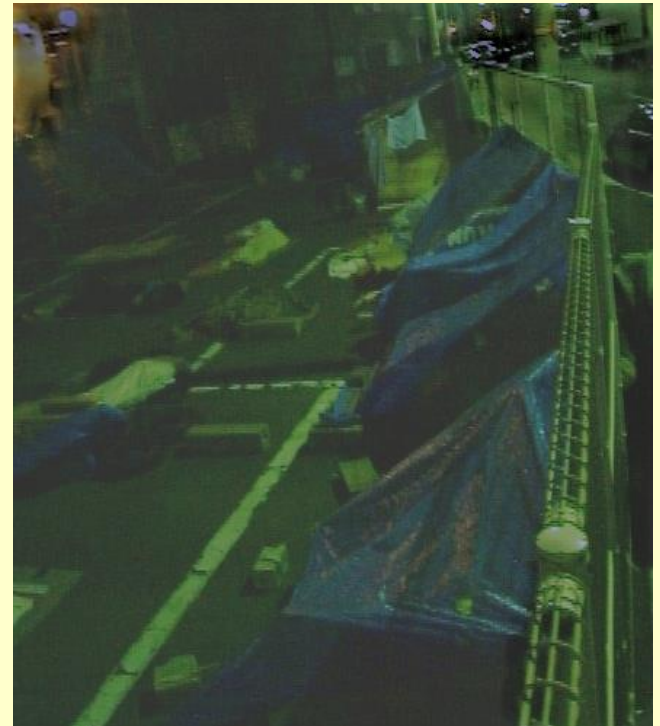
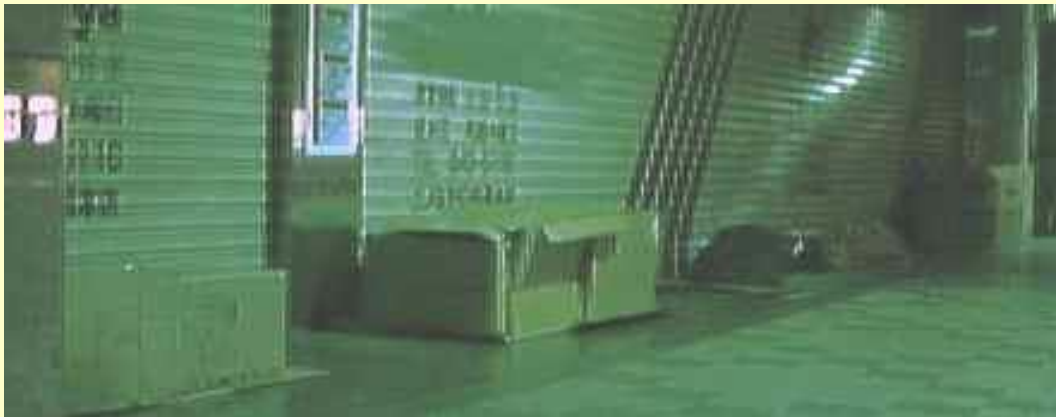




釜ヶ崎反失業連絡会の活動・足跡と展望

2006年3月



釜ヶ崎の状況認識を共有するために（1994年7月）

まえがき

釜ヶ崎の現況は極端な「仕事不足」と多数の「野宿の固定化」で言い表せると思う。この現況の中で、日雇労働者の苦況を打ち破るべく、様々な団体・個人が多様な努力を続けているが、部分的成果はともかく、日雇労働者全体に関わる苦況を打ち破ることに成功していると言いきことは誰しもが認めるところであろうと思う。そして、現況を変えようとする人々全てが、そのことに不満を抱いていることも事実であろう。

では、どうすべきか。各団体・諸個人の釜ヶ崎での「活動」にはそれぞれの「歴史」があり、基本的にはそれぞれの立場・方法は尊重されるべきであるが、現状にたいする基本的な認識を出し合い、検討を深めることによって、「先の見通し」をそれぞれが確かなものとして掴み、少なくとも「個別に闘って共に撃つ」方向を確認しあうことが、今、必要であろう。

そのための参考文章を作成する。

釜ヶ崎と「55年体制」

世間では、自民党が衆議院で過半数割れし、社会党を含める連立政権が成立する事態を「55年体制の崩壊」と称して、マスコミが騒ぎまわっている。「55年体制」を最大限善意に解釈すれば、経済の拡大を重視する自民党と「大衆の利益」を代弁して自民党独裁を補完する社会党という役割分担がなされていた政治体制ということができよう。

「55年体制下」の釜ヶ崎は、1970年代前半を例外として人口的に拡大し続けてきた。釜ヶ崎と結びつきの深い建設業の就業人口も1980年まで増加し続けた。1965年から1975年にかけて全産業の就業人口の増加率は9.5%増であったが、建設業は44.2%という急増ぶりであった。1980年には農林業の就業人口(532万人)を16万人上回るにいたり、全産業の就業者に占める比率は9.9%にもなった。

誰しもが認めるところを言えば、「55年体制」は経済効率が悪いとされた農林漁業から工業へと労働力の配置転換を促し、産業基盤整備あるいは企業の設備投資また産業社会につきものの不況対策としての公共事業に必要な建設業も急成長をとげたということである。この結果、人口の都市への集中を生じ、地方の零細な商店の経営基盤までも奪った。

釜ヶ崎の労働者の出身階層が農林漁業や地方の零細自営層であることは、この日本社会全体の動きを反映しているのである。では、建設産業界全体のパイは大きくなり、大手ゼネコンは自分たちの代表を財界中央に送り込み、政治家と癒着するほど肥大することになったが、釜ヶ崎にはどのような影響があったのであろうか。ほとんど、なにもない。人口の増大以外は...

釜ヶ崎にも多くの求人があった港湾労働(仲仕)については、労働者の登録・就労日数の保障と就労日数によらないアブレの支給というアオ手帳制度—港湾労働法—が成立している。その原因は、日雇いの港湾労働者が人力に頼っていた荷役作業に一定の比重を占めていたこと、その労働力の短期・集中した補充が困難であったこと、日本の経済界にとって輸出入の荷裁きの円滑化が重大課題となっていたこと、総評参加の全日本港湾労働組合の運動があり、「55年体制」の補完勢力を活用できたこと。

釜ヶ崎のより大きな部分を占める仲仕以外の日雇労働者はどうであったか。率直に言えば、釜ヶ崎の日雇労働者は代替可能な労働力として存在し、その量的な存在は財界にとつても必要であったが、新たな制度をこしらえてまでも確保しなければならぬものではなかった。産業構造の変化・農村の解体などで限りなく補充されるからである。また、釜ヶ崎は労働者の街ではあるが「労働」を軸にのみ形成されたものではないという事情もある。釜ヶ崎は差別された街であり、住民と「体制」の関わりは薄かった。

釜ヶ崎の「55年体制」への組み込みは1961年から摸索され、1970年に組み込むための体制は整ったとみなされるにいたる。経緯は簡単である。「暴動」と「万博」が釜ヶ崎への関心をたかめ、治安・労働両面からの対策が考えられる。治安面では警察以外に民生行政が担当し、労働面では「体制」補完勢力が一定の力をそそいだ。アブレ・「日雇健保」の定着はいささか効果があがったものの、就労構造そのものには手をつけず、就労・アブレの調整は「相対方式」の名のもとに放置されてきたのである。

「1990年10月暴動」を区切りとして

「90年10月暴動」は、西成署の警察官が暴力団からワイロを受け取っていたことが表沙汰になったことに、釜ヶ崎の労働者の怒りが爆発したものと表層的には言い表せるが、組織的ならざる集団行動の一定の持続・反復は、必ず集団の共同意志の形成が事前になされていたことをうかがわせるものであり、表層での説明が「暴動」の真の原因であるとは限らない。

では、影で形成されていた集団意志はどのようなものであったのであろうか。

1970年代の釜ヶ崎の「55年体制」への組み込みは、「体制補完」勢力を仲介者として、制度の疑性適用によってなされた。雇用保険・健保の「みなし適用」がそれである。民生部門では「市更相条例」で生活保護法が疑性適用された。この体制の特徴はあくまでも一定の仕事量が存在すること、釜ヶ崎の住民の平均年齢が一定に保たれ、労働力としての移動性を維持し続けることを前提とし、高齢・定着化や「不況期」のことを考慮にいれていない点にある。労働者の意見の代弁者という看板を持つ「体制補完」勢力は、仕事を前提とした制度運営にしか提言することはできず、仕事の保障は与党の経済政策にゆだねたもののごとくである。もちろん、このことは釜ヶ崎についていえることであり、大きな労組が存在し、あるいは社会的注目を集めた地域・産業分野については別様の対応があった。民生行政も施設収容主義をとることによって、適用枠の天井を好況期を基準として設定し、不況期への対応から逃げ続けることになる。

このような決定的な弱点を持っていたにもかかわらず、「行政担当者」はその潔癖性から、釜ヶ崎にある制度の疑性適用を廃止し、法の条文通りの適用の実現へ向けて努力を続け、1980年代半ばには、現役労働者を軸とした経済効率の良い釜ヶ崎の制度枠を完成させるにいたる。「55年体制」の経済効率重視の方針と施策によって他産業・地域から「切り捨てられ」釜ヶ崎へ移動して来た労働者は、釜ヶ崎においても、「55年体制」によって「切り捨てられる」ことから逃れることはできないのである。

1990年に先立つ数年の釜ヶ崎は、未曾有の活況を呈していた。しかし、その間に釜ヶ崎に新しく釜ヶ崎に入ってくる労働者が高齢者に片寄っていたこと（通産省が言っていたミス・サチコ問題の反映）、以前からいる労働者が高齢化したことから、釜ヶ崎全体の高齢化が進み、仕事面の活況も真の明るさを産むことはなかった。なぜなら、「55年体制」の釜ヶ崎における完成のもとでは、労働者に未来はないことが、身体的老いと共に日々切実なものとして実感されていたからである。

「1990年10月暴動」は、「55年体制打破」を目的とする怒りの行動であり、「1992年10月暴動」は、具体的に「55年体制釜ヶ崎版」の組み換えを要求する行動であったとみなせる。

今後の展望

今後、釜ヶ崎労働者の平均年齢が劇的に若返ることは考えられない。建設業界が利用する新しい労働力としては外国人労働者ということになるが、釜ヶ崎への大量集中居住は大幅な労働自由化が見込めない現在、想像することができず、釜ヶ崎の部分的存在に留まり続けるであろう。新しく入ってくる人々は、労働を軸にしてではなく、日本各地から高齢によりそれまでの生活拠点を維持することが困難となり、行政の高齢者対策の不備から、その日その日の生活可能性を求めての移動を余儀なくされる層であると予想される。

「センター」内外の現状は「寄り場機能の減退・野宿拠点化」と言い表せる。この傾向は強まることはあっても、90年以前の状態になることはないであろうと予想される。「寄せ場」は、飯場を中心とした分散型に限りなく近づいていく。

以上から言えることは、仕事量の変化に関わらず釜ヶ崎に大量の野宿・行旅死亡が出現する時代に入っているということだ。これは「社会的不正義」である。人が「社会」を形成し、「社会生活」を営み続けることの意味は、各個人・社会の諸制度がそれぞれの持つ力を使って、「社会成員」それぞれの平穏な生と死を保障しあうところにあるのだから。

今後の考え方

①「労働者の街」としての位置付けは堅持すること

釜ヶ崎はやはり労働者の街であり、年齢に関わらず、働ける状態にある者が無為徒食 することを求める場ではないこと。労働を通じての社会参加の道を常に求めている人々の街である。

[現役・半現役に関わらず仕事保障の要求]

②地方行政の課題から国政課題へと「格上げ」すること

釜ヶ崎の歴史と現状が示すとおり、釜ヶ崎の存在は日本全体の動きと連動しており、今後においても「影の部分の集積地」となり続けることが確実である。地方行政の枠や既存の制度では対応できない課題であることを差し示し、「日本全体の高齢化対策」の中に位置づけられる政策を提起すること。

③現場での日々の現実への対応・要求闘争を軸に、釜ヶ崎への社会的関心の集中を図ること。

近年の釜ヶ崎の闘い(暴動を含め)は、確実に釜ヶ崎への関心を高めた。衆議院選挙時のアンケートに対する回答状況はその一つのあらわれ? しかし、それは持続したものでも、組織的なものでもなかった。釜ヶ崎日雇労働者が日々直面する困難に対する釜ヶ崎内部での「支援」活動(炊出しや労働・医療・生活相談)は、釜ヶ崎が直面する課題を差し示す具体的な活動であり、それらの活動の積み重ねが釜ヶ崎の課題解決に向けての勢力づくりの軸となる。しかし、そのためには、それらの活動が「自己満足的」におこなわれてはならず、それらの諸活動をしなくてもすむ社会環境の実現にむけた努力・活動を常に視野に入れてなされるべきである。

④釜ヶ崎の労働者が集団として意志表示する「場面」がつけられるべきである。

どのような活動も、労働者の集団の意志表示にまさるものはない。労働者がどのような立場に置かれ、なにを求めているかを、社会にもっともよく伝えるのは、やはり、労働者自身の集団行動である。時としては、現在の法の規制をあえて超えることも、要求や立場の緊急性を具体的に示すものとして必要であろう。いや、現実が、法を超えるのである。

ただし、その「部隊」だけが突出すれば、単なる治安問題に解消されてしまう恐れがあるので、「実行部隊」を孤立させない体制づくりが必要である。

⑤現場の力量をうわまわる力を「政治勢力」の巻き込みにもそそぐべきである。

釜ヶ崎の諸課題の解決が、一面的には法制度要求の実現によって達成されることは明らかである。であるならば、市会・府会・国会での要求提示・実現にいたる道筋が追求されなければならないこともまた明白とされなければならない。この面でも、具体案を掲げた具体的な取り組みが開始されなければならないだろう。

「55年体制」の崩壊は、一面では、「55年体制」下の「体制補完」勢力の体制内化であり、理念上だけであったかもしれないが、労働者利益代表であった勢力の解体現象でもある。しかし、実態はどうあれ、ここ当面は倫理と理想が軸となることは間違いなく、であれば、従来の保守・革新の色分けに関係なく、釜ヶ崎の諸課題解決に向けた協力者出現の時代であるともいえる。今、政治的に、明白に「階級敵」といえる勢力は存在するか、逆に「階級の友」は。そのような色分けが意味をもたず、課題別共闘・連合だけが主軸となる時代となったのである。

反失連発足当初確認方針

- ①「労働者の街」としての位置付けは堅持すること[現役・半現役に関わらず仕事保障の要求]
- ②地方行政の課題から国政課題へと「格上げ」すること
- ③現場での日々の現実への対応・要求闘争を軸に、釜ヶ崎への社会的関心の集中を図ること。
- ④釜ヶ崎の労働者が集団として意志表示する「場面」がつくられるべきである。
- ⑤現場の力量をうわまわる力を「政治勢力」の巻き込みにもそそぐべきである。

寝場所・仕事・職を求めて

- ①野営闘争 ②地方議会・国会へ請願 ③マスコミ・政党への働きかけ
- ④学者・研究者等との連携

到達地点

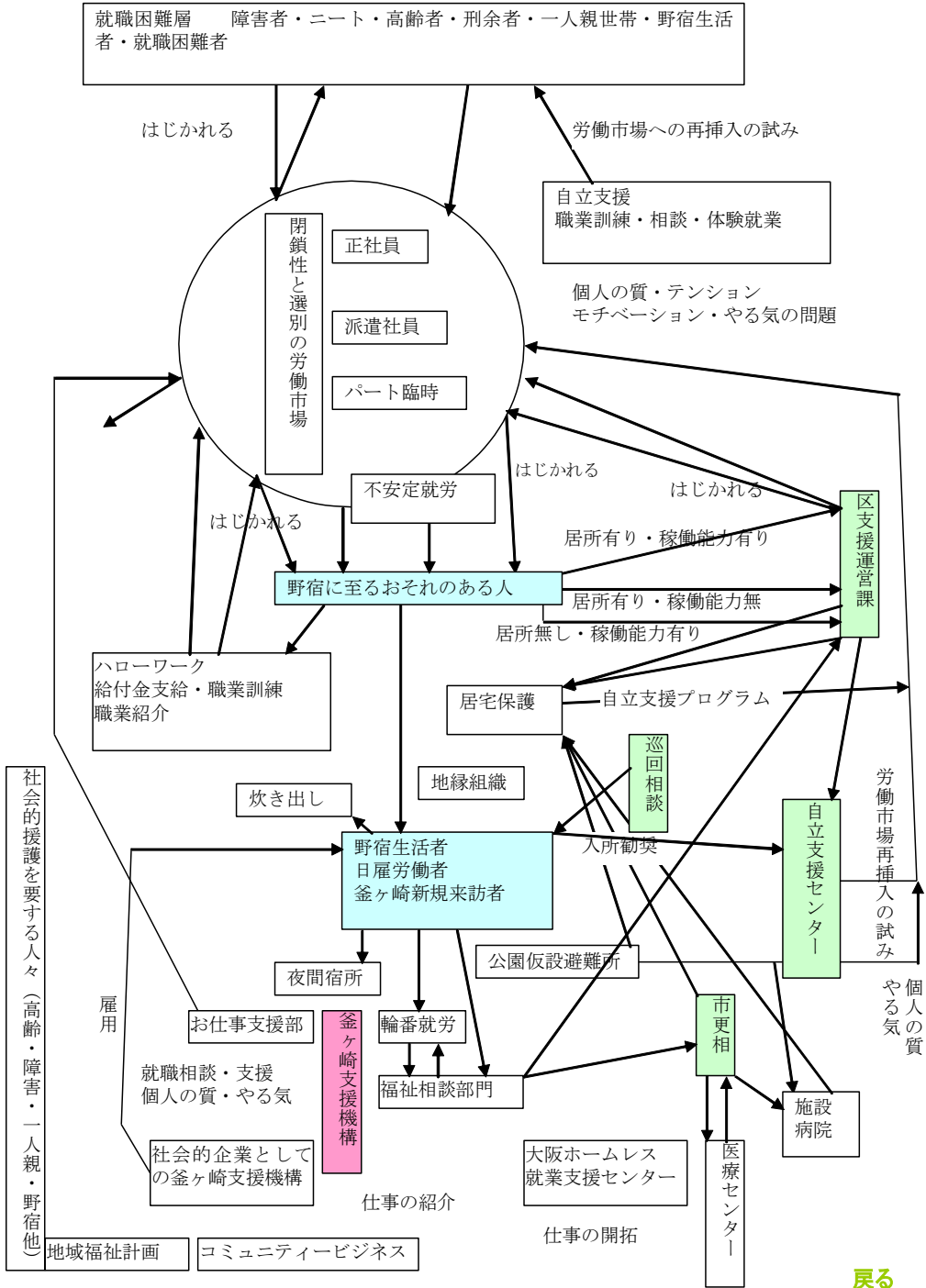
- ①輪番就労の確立 ②寝場所としての夜間宿所 ③公園仮設 ④事業実施機関の設立 ⑤自立支援法の成立 ⑥生保適用の拡大促進

状況変化と新たな方針模索

グローバリズムと日本的新自由主義隆盛下における停滞をどう打開するか







野宿生活の苦難を緩和

- ・炊き出し
- ・輪番就労
- ・夜間宿所
- ・公園等での健康診断等相談活動
- ・公園等での仲間づくり活動
- ・夜回り等の見守り活動

野宿生活からの移行支援

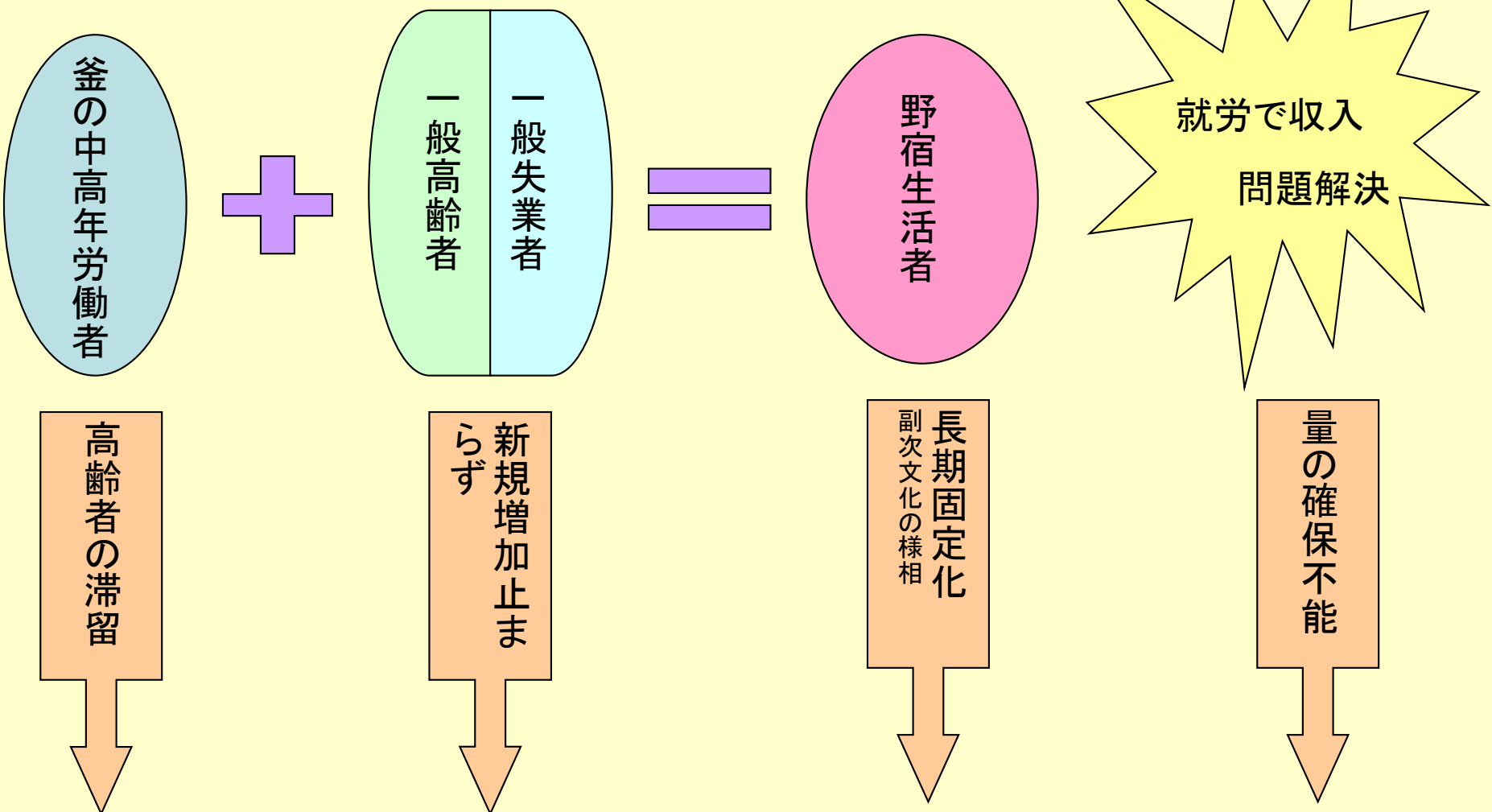
- ・市更相、各区支援運営課
- ・巡回相談
- ・自立支援センター
- ・民間福祉相談
- ・民間での就職相談、支援
- ・公園等での仲間づくり活動

予防とアフターフォロー

- ・生保受給後の支援



反失連の想定と想定外の要素



問題解決イメージ拡散・多様の一般集約化にとまどい・体系的施策構築に失敗



登録

西成労働福祉センター

あいりん高齢日雇労働者等

55歳以上

輪番紹介

雇用

釜ヶ崎支援機構

就労

就労現場

事業費提供

提供

大阪府・大阪市

2005年度登録者2,784人

55歳以下	0.6%
55～59歳	43.6%
60～64歳	43.4%
65～69歳	9.8%
70歳以上	2.7%

寝場所2004年5月 1,884人調査

夜間宿所	600人
テント・仮小屋	206人
アーケード・軒下	191人
簡易宿泊所	222人
アパート・マンション	118人
その他	9人

* 1日5,700円(弁当代を引くと5,300円×月平均3日就労=15,900円)

* 2004年5月調査での平均月収=25,812円

* 1週間の内1食も食べられなかった日が1日でもあったもの=212人(11.3%)

* 1日1食食べているもの=60.6%

* 毎日3食食べているもの=27.8%



あいりん臨時緊急夜間避難所

三角公園石舞台上から見た全貌（最下段）。

左写真はシャワー。

右及び上は内部、二段

ベット。光って見えるのは畳の上に敷かれた断熱銀マット。





2004年1月22日開所

(三徳寮東)

萩之茶屋緊急臨時夜間避難所



腰掛け式便器も設置された。シャワーの脱衣部分も部屋内に



一組ごとに間仕切りされた二段ベッドが一フロアーに44人で4階建て5棟で440人利用可能。

2004年5月夜間宿所利用者アンケート

回答者 869人

年齢

30歳以下	0.5%
30歳代	4.3%
40歳代	12.1%
50歳代	53.5%
60歳代	28.5%
70歳以上	1.2%

利用期間

平均値

今日が初めて	1.5%	
～日前から	12.4%	10.9日前
～ヶ月前から	29%	3.2ヶ月前
～年前から	57.1%	2.7年前

利用頻度：ほとんど毎日＝64.5%

ホームレス

野宿にいたる
おそれのある人々

野宿生活者

居住関係

- *簡易宿泊所住まい
- *寮・寄宿舍住まい
- *施設・病院・刑務所住まい
- *同居・間借り住まい
- *家賃滞納者
- *老朽住宅(立退き予定)

居住関係

- *テント・仮小屋住まい
- *移動段ボールハウス
- *純粹移動・敷物など
- *夜間宿所利用
- *公園仮設利用

収入関係

- *稼働貧困者
(ワーキング・プアー)
- ・日雇い・期間雇用・契約
・派遣・アルバイト・パート等
- *低額年金受給者
- *失業・失職者
- *生活保護受給者
- *多重債務者

収入関係

- *稼働貧困者
(ワーキング・プアー)
- ・日雇い・輪番・期間雇用・派遣・アルバイト・パート等
- *アルミ缶・段ボール回収
- *無収入
- *多重債務者

継続
安定した
社会関係

- ・継続的収入
正規雇用
自営業
年金・生保
など

- ・対人関係
生活歴由
縁のもの
(家族・友人・地縁)

- 職・趣味など自己生成したもの
その他

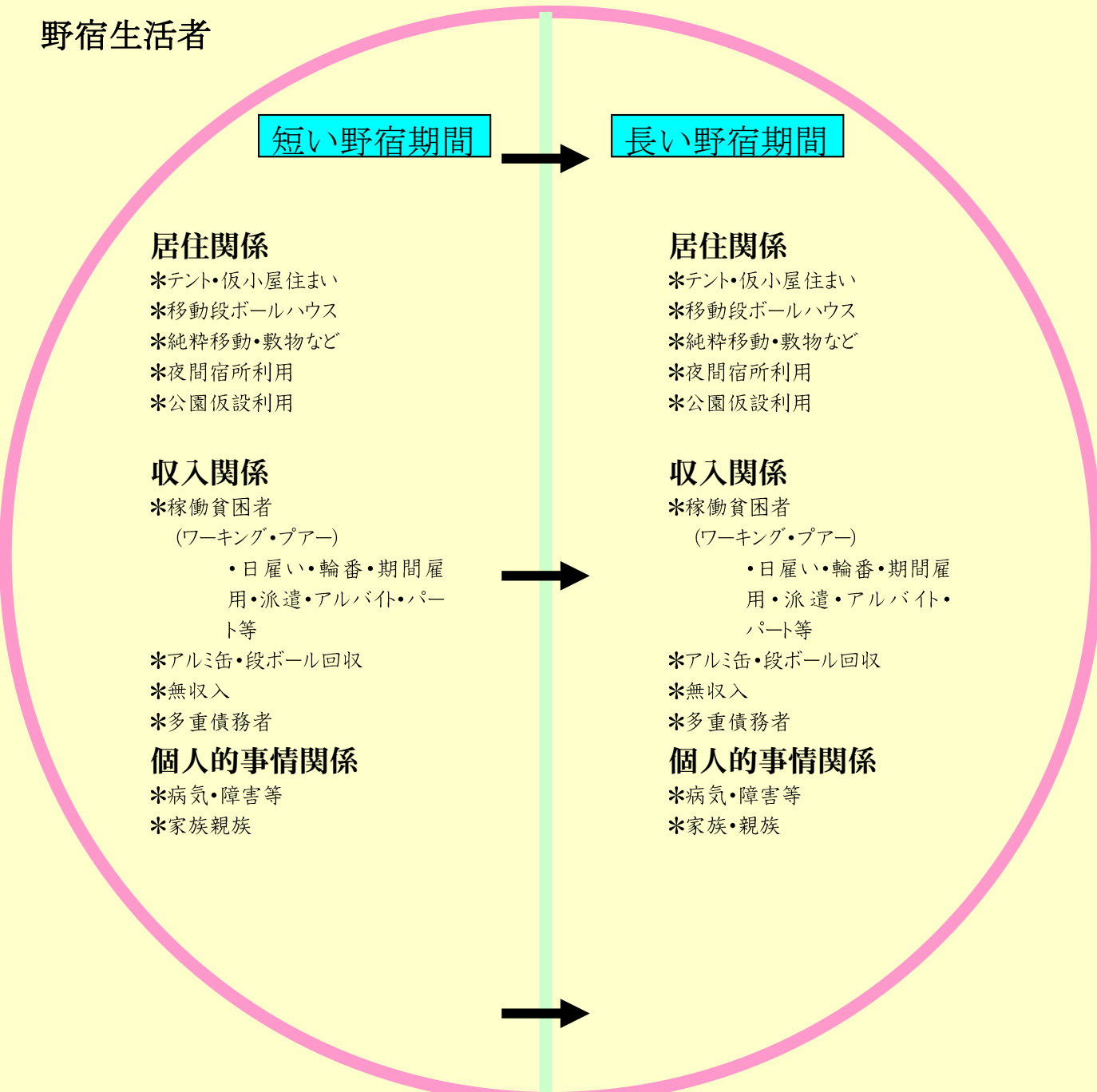
・基盤としての
安定した居所

安定阻害要因の発生
予期せぬ出来事



野宿生活者

野宿にいたるおそれのある人々



短い野宿期間

長い野宿期間

居住関係

- *テント・仮小屋住まい
- *移動段ボールハウス
- *純粹移動・敷物など
- *夜間宿所利用
- *公園仮設利用

収入関係

- *稼働貧困者
(ワーキング・プアー)
 - ・日雇い・輪番・期間雇用・派遣・アルバイト・パート等
- *アルミ缶・段ボール回収
- *無収入
- *多重債務者

個人的事情関係

- *病気・障害等
- *家族親族

居住関係

- *テント・仮小屋住まい
- *移動段ボールハウス
- *純粹移動・敷物など
- *夜間宿所利用
- *公園仮設利用

収入関係

- *稼働貧困者
(ワーキング・プアー)
 - ・日雇い・輪番・期間雇用・派遣・アルバイト・パート等
- *アルミ缶・段ボール回収
- *無収入
- *多重債務者

個人的事情関係

- *病気・障害等
- *家族・親族

路上死・行旅病死亡



大阪市内野宿生活者数変動要因別検討(推計)

1998年	野宿生活者		8,660人
7年間 減少 要因	行旅死亡人	年平均140人	980人
	病院・施設で死亡	年平均573人	4,013人
	生活保護(居宅)移行		9,000人
	自立支援センターから自立		1,100人
減少計			15,093人
7年間増加数 年平均1,633人			11,433人
2005年	野宿生活者		約5,000人

* 2005年の野宿者数(推定)と1998年の野宿者数を比較すると3,660人減少している。

* しかし、その間生活保護で路上からアパートへ移行した人は9,000人いる。

* 路上で死んだ人、病院で亡くなった人などを加えると、7年間で15,000人減少している。

* にもかかわらず、未だ野宿生活者がいるということは、新規流入があることを示す。



大阪市立更生相談所敷金支給

- * 窓口支給
- * 施設・病院から

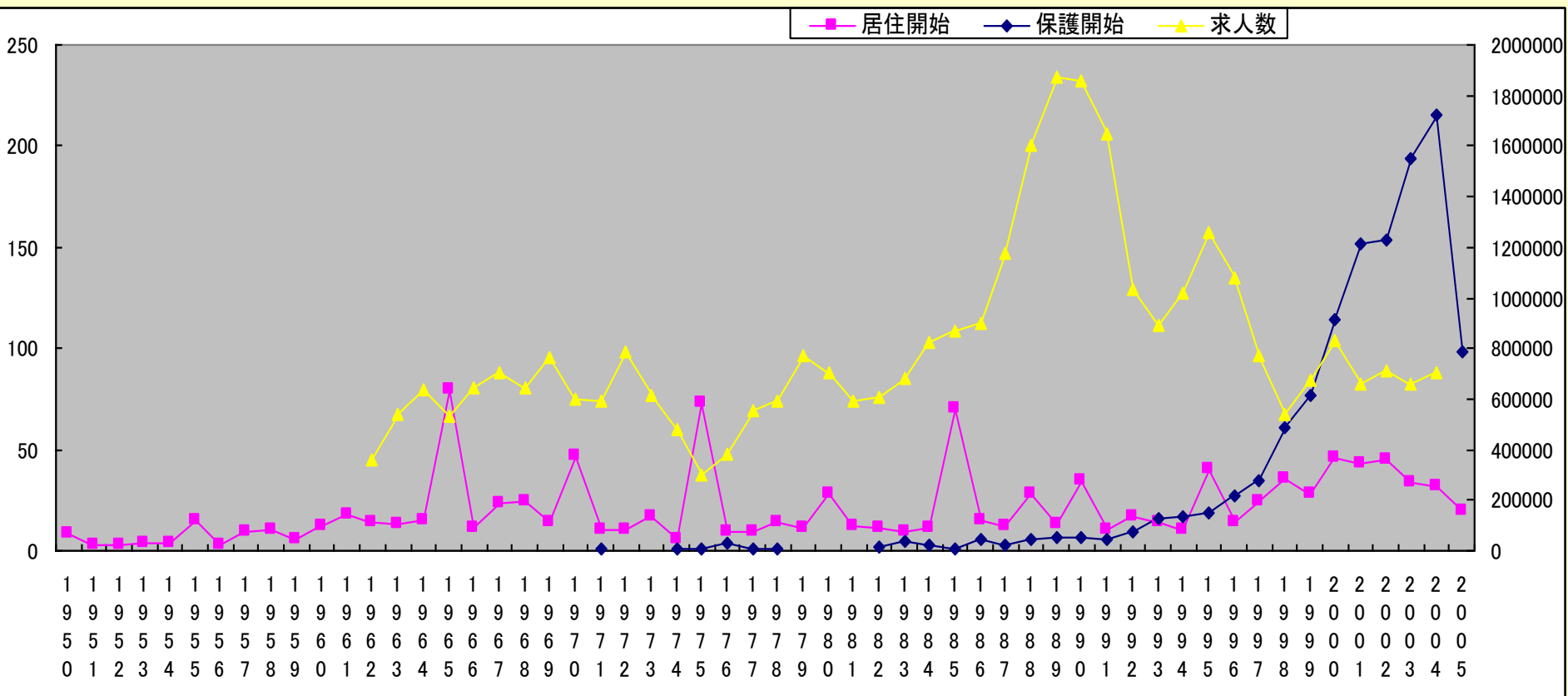
256件
410件

2005年度末

行旅病人入院在籍数	約3,000人
施設在籍数	約1,700人
国勢調査野宿生活者	3,540人
合計	8,240人

行旅病人(救急搬送)

* 2001年 17,458件
* 2004年 9,736人

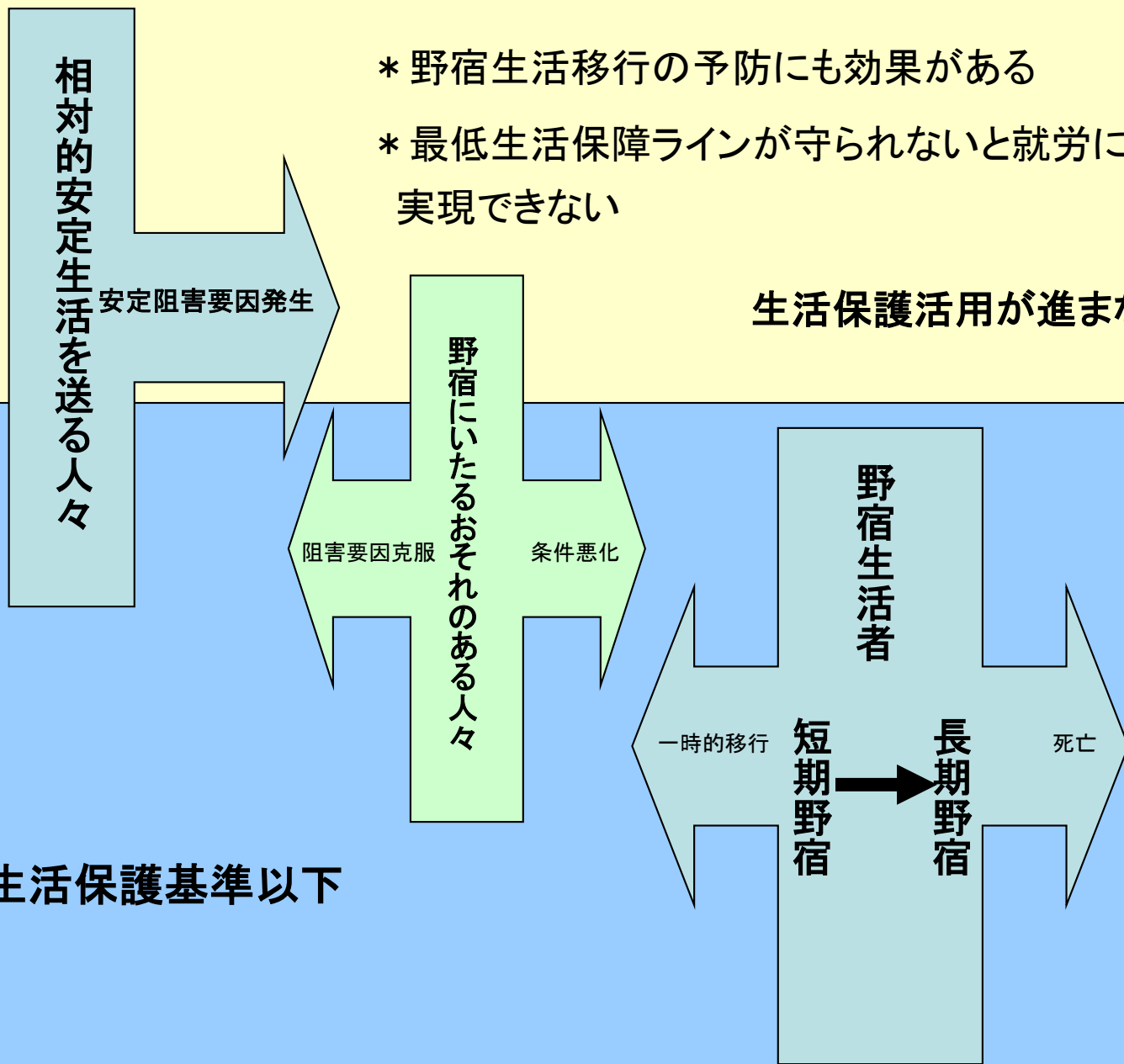


対策基本

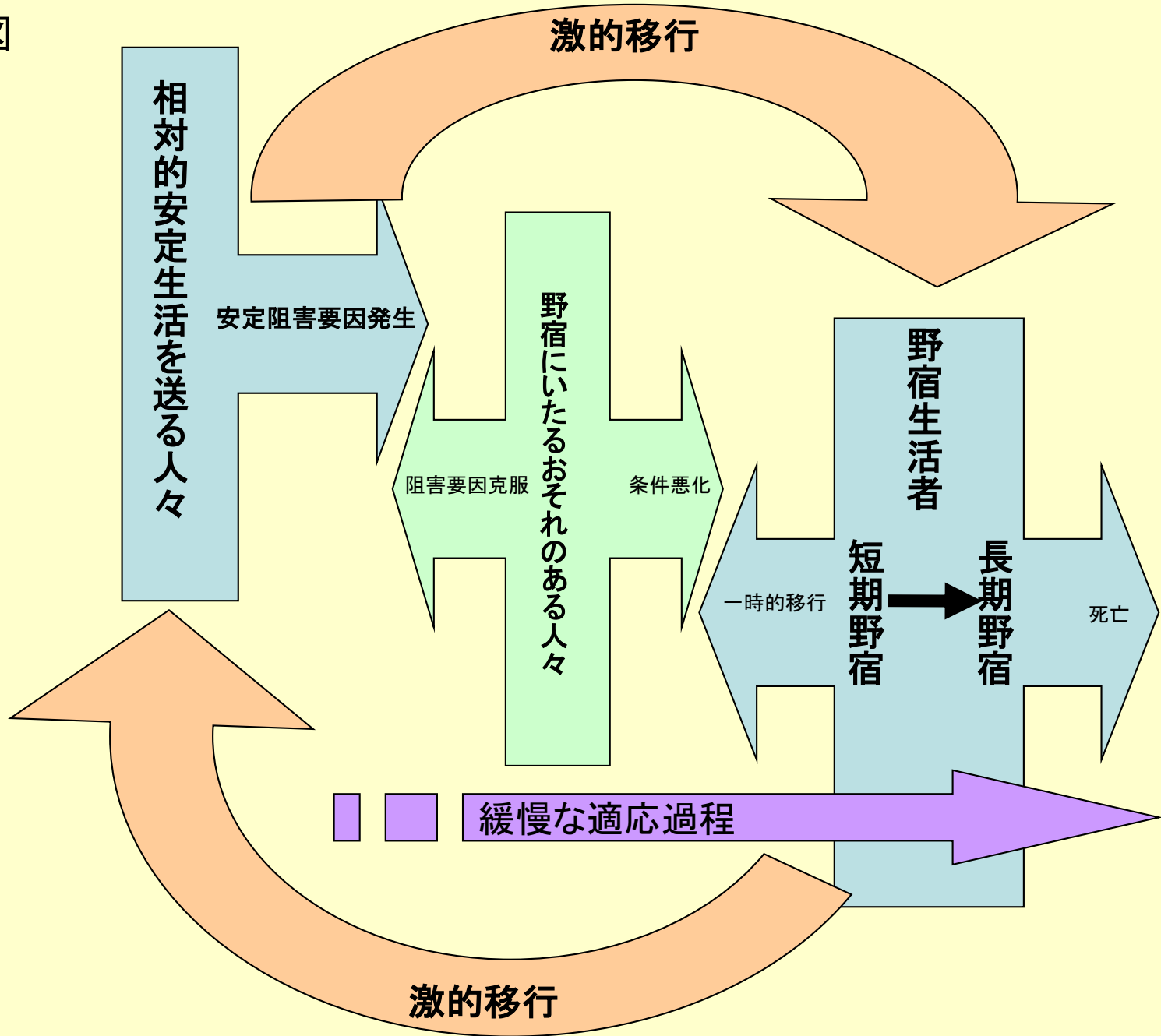
- * 対策の内もっとも効果があったのは生活保護の活用である
- * 野宿生活移行の予防にも効果がある
- * 最低生活保障ラインが守られないと就労による自立方策も実現できない

生活保護活用が進まない なぜ！

収入 = 生活保護基準以下



概略図

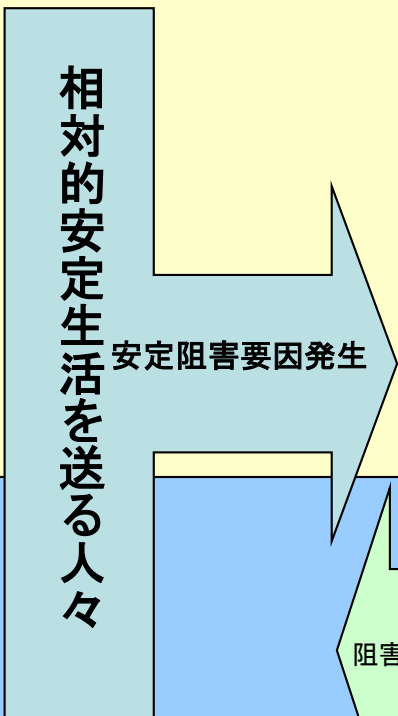


生保活用阻害要因

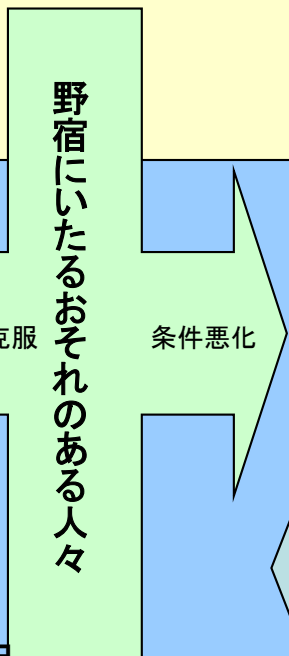
生活保護活用が進まない なぜ！

- * 生活保護行政の運用状況
- * 生活保護受給者への排除的まなざし
- * 国・地方自治体の「財政事情」の言挙げ

収入 || 生活保護基準以上



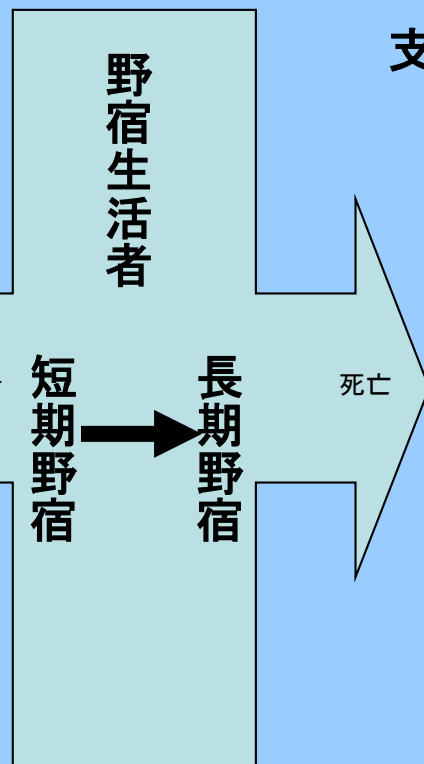
収入 || 生活保護基準以下



- 当事者の思い
- * 敗者の刻印を受けたくない
 - * そんなに困っていない (困窮の感覚が希薄)
 - * 生活の質レベルではない、自尊心を軸とした自活意識が旺盛
 - * 受給後の生活に対する不安

野宿を支える環境

炊き出し・ある程度継続が見込める収入



支援団体の情報

生保促進をいいながら、公園での居所確保「闘争」の過程で、年齢制限・打切り不安などを強調することになっている。



取り組み

一般

情報関連

当該

行政

野宿生活者

野宿にいたるおそれのある人々

行動

相談

中之島方式は再現可能か

ケア体制

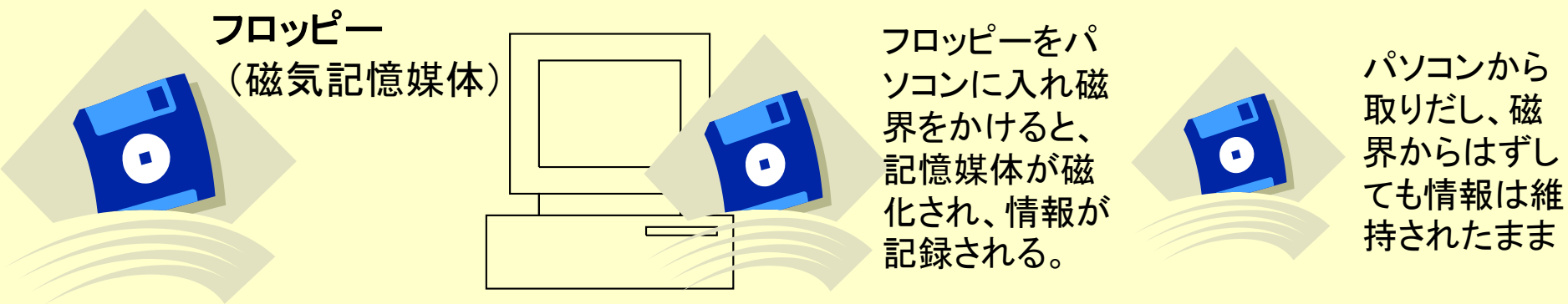
制度・政策

輪番就労の二重化

相談・ケア体制の公認→委託業務として

Hysteresis: 履歴現象ともいう。ある量Aの変化に伴って他の量Bが変化する場合、Aの変化の経路によって同じAに対するBの値が異なる現象。(岩波 理化学辞典より)

物理学における履歴現象とは、ある2つの物理量の関係が、その一時点の状態だけで決まらずに、過去の状態にも依存する現象を指す



このたとえを失業率にあてはめてみると、次のようになる。いま、何らかの経済変動で失業率が高まったとしよう。この失業率の高まった状態が「記憶」されるとすると、もとの経済環境に戻しても、高まった失業率はもとの水準まで戻らないことになる。もとの失業率に戻すには、もとの時点の経済環境に戻すだけではだめで、それよりもずっと良好な経済環境にまで戻す必要がある。これは、不意に失業率が高まったときには、もとの経済環境に戻すだけでなく、それよりさらに強力な経済政策が必要という結論を示唆している。

失業の履歴現象のメカニズム 失業状態

→①失業期間中に保有する技能が低下 →採用順位の低下 →失業の継続

→②雇用と賃金に関する労使交渉に加われない →新規採用条件が悪化 →失業の継続

出島敬之氏の研究<http://pweb.sophia.ac.jp/~t-dejima/hysteresis.htm>

履歴現象(ヒステレシス)とは、「ある一時的なショックの影響が、その後いつまでも残り、長期的に持続する結果、ショック以前の環境に戻っても、全く異なる状態が観察される現象。」(中田祥子「失業に関する理論的・実証的分析の発展について」『金融研究』(日本銀行金融研究所:2001年4月)、P.80付注16)



適応障害とは、ある社会環境においてうまく適応することができず、さまざまな心身の症状があらわれて社会生活に支障をきたすものをいいます。だれでも、新しい環境に慣れて社会適応するためには、多かれ少なかれ苦勞をしたり、いろいろな工夫や選択をする必要にせまられることはよくあることです。それがうまくいかなかった場合には、会社では職場不適応、学校では登校拒否(不登校)、家庭では別居あるいは離婚などといった形であらわれます。

ストレス学説によれば、心理社会的ストレス(環境要因)と個人的素質(個人要因)とのバランスの中で、いろいろなストレス反応(心理反応、行動反応、身体反応)が生じますが、これらは外界からの刺激に適応するための必要な反応です。ところが、ストレスが過剰で長く続く時、個人がストレスに対して過敏である時に、このバランスがくずれてさまざまな障害をきたすようになります。適応障害の出現に関しては個人要因が大きな役割りを果たしていますが、もし心理社会的ストレスがなければこの状態はおこらなかったと考えられることがこの障害の基本的な概念です。

適応障害の症状はいろいろで、不安、抑うつ、焦燥、過敏、混乱などの情緒的な症状、不眠、食欲不振、全身倦怠感、易疲労感、頭痛、肩こり、腹痛などの身体症状、遅刻、欠勤、早退、過剰飲酒、ギャンブル中毒などの問題行動があります。そして、次第に対人関係や社会的機能が不良となり、仕事にも支障をきたし、引きこもってうつ状態となります。適応障害の診断には、次のような基準があります。



- 1 はっきりとした心理社会的ストレスに対する反応で、3ヶ月以内に発症する。
- 2 ストレスに対する正常で予測されるものよりも過剰な症状。
- 3 社会的または職業(学業)上の機能の障害。
- 4 不適応反応はストレスが解消されれば6ヶ月以上は持続しない。
- 5 他の原因となる精神障害がないことが前提条件です。

適応障害のタイプとしては、その主な症状によって以下のように分類されます。

1 不安気分を伴う適応障害

不安、神経過敏、心配、いらいらなどの症状が優勢。

2 抑うつ気分を伴う適応障害

抑うつ気分、涙もろさ、希望のなさなどの症状が優勢。

3 行為の障害を伴う適応障害

問題行動、人の権利の障害、社会規範や規則に対する違反行為などが優勢。

4 情動と行滯の混合した障害を伴う適応障害

情動面の症状(不安、抑うつ)と行為の障害の両方がみられるもの。

5 身体的愁訴を伴う適応障害

疲労感、頭痛、腰痛、不眠などの身体症状が優勢。

6 引きこもりを伴う適応障害

社会的ひきこもりが優勢。